

令和3年8月19日

お客様 各位

筑後信用金庫

「緊急事態宣言発令」に伴う渉外活動の自粛について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、福岡県は、令和3年8月20日に4回目の「緊急事態宣言」が発出されました。

これを受けて、当金庫におきましては、お客様をはじめとする地域の皆様の感染防止、安全を最優先と考え、渉外担当者の訪問を当面の間、自粛することといたしました。お急ぎのご用件で訪問をさせていただく場合は、お電話にてお客様のご了承を得てから訪問させていただきます。

お客様には、大変、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。